

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007～2010

課題番号：19520634

研究課題名(和文) ドイツ第三帝国下のユダヤ人との「混血」イメージの  
変遷に関する研究研究課題名(英文) The study of the changes of “the image of hybrid with Jew”  
In the Third Reich

研究代表者

長田 浩彰 (NAGATA HIROAKI)

広島大学・大学院総合科学研究科・教授

研究者番号：40228028

研究成果の概要(和文)：

本研究において研究代表者は、ナチの言うドイツ人とユダヤ人の「人種混淆」に対する住民意識が、それを禁止したニュルンベルク法(1935)以前と以後では、どう変化していったのかを、当時の小説や映画、ナチ党関係の雑誌類、現実の裁判事例などを分析対象として研究した。ナチ体制下では、性犯罪者のユダヤ人イメージとえせ科学的劣等人種イメージが並存する中、禁止立法を経ても、「混血」を罪悪とするイメージが一般化するまでに至らなかったことが、最終的な本研究の結論となる。

研究成果の概要(英文)：

In this study I have researched, how “the image of hybrid with Jew” did have changed under the population in the Third Reich, by analyzing Nazi-periodicals, novels, films, and court judgments for the “Rassenschande”. At that time there were two images of Jews as “Rassenschänder”, sexual criminals, and as pseudo-scientific “inferior race” in Nazi-periodicals. However, the Nazis could not familiarize the following image toward the population, that the hybrid with Jew was a sin, also after the issuance of Nuremberg Laws.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西欧史

キーワード：混合婚、混血者、反ユダヤ主義、ナチ第三帝国、人種主義、人種汚辱罪

## 1. 研究開始当初の背景

平成10年度から12年度までの科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))による「第三帝国下のドイツ・ユダヤ人のアイデンティティに関する研究」において、研究代表者は、「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」(1921-1935)や「ドイツ先遣隊ードイツ・ユダヤ人従士団」

(1933-1938)、「ユダヤ人前線兵士全国同盟」(1919-1938)の機関誌等を分析した。そこから得た、これら3組織に共通するメンバーのアイデンティティは、ユダヤ教徒であっても、いやむしろ差別にもめげずユダヤ教信仰と祖国ドイツへの忠誠心を守り通したがゆえに、自らを真のドイツ人であり愛国者である

と見なす点であった。そんな彼らから、ナチスは、市民権や生業・財産、労働力、挙げ句の果てにその生命までも奪っていった。彼らの状況を把握する中で、研究代表者は、ナチスによって彼らの中に組み入れられたキリスト教徒の「ユダヤ人」の存在に気づくこととなった。

(2)平成16年度から18年度までの科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))による「ドイツ第三帝国下の『ユダヤ人キリスト教徒』の動向に関する研究」において、研究代表者は、3つの事例を分析した。①ドイツ人の父とユダヤ人の母の間に生まれ、プロテスタントとして受洗するも「第1種混血者」とされ、第三帝国下を生き延びた大学生H.クリューガーとその家族の事例。②ユダヤ人である夫たちが絶滅収容所に移送されるかもしれないという危機に面して、彼らが収容された建物のあるベルリンのローゼン通りに集まったドイツ人妻たちの抗議の事例。③自身もプロテスタントに改宗し、キリスト教徒の妻子を有していたので、特権的混合婚と見なされて、東部移送を免れる中で、その愛国心から親衛隊保安部SDでの民情報告活動に協力を求められて応じざるを得ず、戦後に非ナチ化裁判にかけられたE.ゴルトマンの事例である。これらの事例の中では、キリスト教徒の女性との結婚を許可されず、内縁関係のまま婚外子として娘を育てざるを得なかったクリューガーが、最も危険な状況にあった。混血者とドイツ人の内縁関係が「人種汚辱罪」にあたるとして告発される危険性を、彼は負っていたからである。

また、ニュルンベルク法(1935)以前には認められていた「混合婚」が、離婚やキリスト教徒の配偶者の死亡などで解消された場合、ユダヤ人配偶者には、強制収容所への移送から逃れられる可能性は低かった。Hertha Feinerが娘たちに書き送った手紙をまとめたVor der Deportation (Frankfurt/M,1993)や、邦訳のあるデリー『リリ・ヤーンの手紙』(2006)などが、この状況を伝えている。教会の反対を恐れて混合婚を強制解消させる立法に踏み切れなかったナチスは、婚姻法の変更などで離婚手続をより簡素化する一方、混合婚家庭に圧力をかけて自発的な離婚件数を増やそうとした。上述のゴルトマンの場合も、結婚の継続が、彼の命を救ったのであった。

(3)一方で、ユダヤ人とドイツ人の許されざる内縁関係を摘発する際に、近隣住民がはたした役割も少なくなかった。例えば、結婚を認められず、婚外子の出産で裁判所から今後の関係の断絶を強制されながらも、その禁を破ったことで逮捕されたハンプルクのドイツ人男性とユダヤ人キリスト教徒の女性のケースは、住民の密告が逮捕の発端にあった

ように、女性側は「安楽死」施設での殺害、男性側は「懲罰部隊」での激戦地における戦死、という悲劇に終わっている(Irene Eckler, A Family torn apart by "Rassenschande", Schwetzingen 1998)。また、ニュルンベルクのユダヤ人靴商人レオ・カッツェンベルガーと写真店夫人イレネ・ザイラーのケースは、両者に内縁関係はなかったようだが、住民の告発で、前者の死刑、後者の2年の懲役刑という判決を生んだ(芝健介『ヒトラーのニュルンベルク』(2000))。このような住民側の、ナチ体制に対する積極的な同調は、どのように形成されてきたのか?ドイツ人とユダヤ人の以後の結婚や内縁関係を禁止したニュルンベルク法の発布(1935)をもって、住民の態度が180度転換したとは思われない。かといって、住民が「排除主義的な反ユダヤ主義」をヒトラーらと共有していたとするゴールドハーゲン・テーゼ(『普通のドイツ人とホロコースト』(2007))にも、説得力はない。おそらくはクーンズが言うように、普通のドイツ人がユダヤ人迫害の協力者となっていくには、露骨な反ユダヤ的煽動とは一線を画した、洗練され客観化された知識としての人種主義の浸透が必要であったと思われる(『ナチと民族原理主義』(2006))。以上のような見通しのもとに、本研究は構想された。

## 2. 研究の目的

本研究は、前史としてのワイマル期の状況をふまえつつ、ナチの言うドイツ人とユダヤ人の「人種混交」に対する住民の認識が、ニュルンベルク法以前と以後では、どのように変化していったのかを分析する。具体的には、(1)通俗的な人種混交のイメージを、第1次大戦末に発表されて1925年には250万部にも達したディンターの小説『血に対する罪』(Artur Dinter, Die Sünde wider das Blut, Leipzig 1917)や、ナチの反ユダヤ新聞 Der Stürmer(1923-1944)に探る。

(2)一方、洗練されて客観化された人種主義を、Volk und Rasse. Monatsschrift für deutsches Volkstum, Rassenkunde, Rassenpflege(1926-44)や、Neues Volk. Blätter des Rassenpolitischen Amtes der NSDAP(1933-40)及び、親衛隊の機関誌という枠を超えて39年以降は50万から70万部という当時第2の発行部数となった週刊誌 Das Schwarze Korps(1935-45)の記事を分析することで明らかにする。

(3)そして、ユダヤ人との「人種混交」問題に対する住民の反応を、Meldungen aus dem Reich, 1938-1945: die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SSや、Kulka & Jäckel (H.g.), Die Juden in den geheimen NS-Stimmenberichten 1933-1945, Düsseldorf 2004、及び Deutschland-

Berichte der Sopade 1934-1940 などの史料集を手がかりに分析する。

### 3. 研究の方法

第三帝国下のユダヤ人に関する世論の動向については、我が国ではあまり研究が行われていない。しかし、欧米においては、カーショウ (Ian Kershau, *Popular Opinion and political Dissent in the Third Reich. Bavaria 1933-1945*, Oxford 1983)、バンキア (David Bankier, *The Germans and the Final Solution: Public Opinion under Nazism*, Oxford 1992) や、ロンゲリヒ (Peter Longe-rich, *Davon haben wir nichts gewußt! Die Deutschen und die Judenverfolgung 1933-1945*, München 2006) などの研究がある。本研究は、上記の諸研究の成果をふまえて、特に、混合婚や混血というテーマに絞って考察を行う。その際に、本研究に独創的なのは、「反社会的分子」像を分析概念として、ユダヤ人問題に適用する点である。

これを分析概念として、ドイツ人とユダヤ人の混合婚や内縁関係への住民の反応を分析する際の指標としたい。そうすることで、通俗的な人種混交イメージと、洗練され客観化された人種主義とが、住民階層別に併存するだけでなく、特にニュルンベルク法から、ドイツ・ユダヤ人の大量出国が実現する 38-39 年を経て、41 年秋からの残ったユダヤ人の東部移送開始にかけて一体化し、ドイツ・ユダヤ人の窮乏化と相まって、ユダヤ人全般＝一種の「反社会的分子」として住民間に共有されるようになったことが明らかになる、という展望が持てる。

この点で、1940 年 9 月 24 日にベルリンで封切られた反ユダヤ映画「ユダヤ人ジュス (Jud Süß)」も重要な分析対象となる。18 世紀のシュトゥットガルトの宮廷ユダヤ人ヨーゼフ・ジュス・オッペンハイマーを、キリスト教徒の人妻に横恋慕する悪辣な性犯罪者として、その処刑までを描いたこの劇映画は、44 年までに 2000 万人以上の観客を集め、第三帝国下で最も成功した反ユダヤ映画となった。この映画に関しては、クニーリによる研究がある (Friedrich Knilli u. a., »Jud Süß«. Filmprotokoll, Programmheft und Einzelanalysen, Berlin 1985)。1925 年にリオン・フォイトヒトヴァンガーによって出された同名小説と、ファイト・ハルラン監督によるこの映画との内容の比較分析も、重要になると思われる。「ユダヤ人ジュス」と呼ばれたオッペンハイマーに関する国際的な学際会議は、2004 年 7 月にハンブルクで開催され、その成果は論文集として公刊されている (Przyrembel/Schönert (H.g.), »Jud Süß«. Hoffjude, literarische Figur, antisemitisches Zerrbild, Frankfurt / New York 2006)。こ

の成果も、映画の分析の際に役立てる。

### 4. 研究成果

(1) 購入したマイクロフィルムスキャナを利用して、当時の雑誌(1)購入したマイクロフィルムスキャナを利用して、当時の雑誌 *Der Stürmer* (ナチ党員シュトライヒャー編纂)、*Volk und Rasse*, *Neues Volk* (ナチ党人種政策局編集) *Archiv für Rassen- und Gesellschaftsbiologie*, *Das Schwarze Korps* (ナチ親衛隊機関誌)、*Illstrierter Beobachter* (ナチ党機関誌の 1 つ) などの記事内容を分析した。*Der Stürmer* に見られる通俗的な反セム主義(「反社会的分子」像)を洗練化し、科学性をまとわせて非ナチ的な公衆にも浸透させようとする傾向が、*Neues Volk* や *Das Schwarze Korps* 等には見られた。その一方では、*Illstrierter Beobachter* 等では、従来のユダヤ人カリカチュアが、有色人種との混交を非難する際にも、黒幕として使われるなど、ナチ党内でも、様々な方策が並行して利用されていた。

(2) 悪辣な人種汚辱者＝「反社会的分子」というユダヤ人イメージを住民に広めることに貢献したと思われる娯楽映画「ユダヤ人ジュス」(1940)を、アメリカのビデオ業者から購入し、本映画を含むナチ時代の反ユダヤ映画に関する研究文献を収集した。この映画は、実在した 18 世紀の宮廷ユダヤ人ヨーゼフ・ジュス・オッペンハイマーのヴュルテムベルク公国における活動と処刑を扱っているが、本来の彼の処刑理由とはならなかった「人種混交」を、この映画では唯一の処刑理由としていることがわかった。

(3) ナチ体制下で「人種汚辱罪」(＝1935 年のニュルンベルク法以降禁止されたドイツ人とユダヤ人の内縁関係に対する処罰)で裁かれた、ハンブルクでのドイツ人とユダヤ人のカップルの具体的な事例を、本人たちとその子どもたちに関しても調査し、論文として発表した。これは、2007 年度にハンブルク大学現代史研究所を訪れた際に、同研究所のアーカイブ「記憶の工房」で収集した史資料の一部に関して分析した結果である。なお、この成果は、2010 年 7 月に早稲田大学文学研究科から博士(文学)を授与された拙論「ユダヤ系ドイツ人の現代史研究序説 1893-1951」の研究成果の一部(第 2 部第 3 章後半)にもなっている。

(4) 上記の(1),(2)については、今後学術雑誌論文として公刊する予定であり、(3)の学位論文は、拙著『われらユダヤ系ドイツ人』と題して、2011 年 3 月に広島大学出版会から出版した。

(5) ハンブルクでの「人種汚辱」裁判を分析したロビンズーンの研究でも、警察での取り調べ対象となったのは、1937 年で 308 名、38

年で396名、39年で356名であり、「人種汚辱」は、決してナチ政権が望むように縮小するわけではなかった(Hans Robinsohn, *Justiz als politische Verfolgung*, Stuttgart 1977)。ウンターフランケン地方での「人種汚辱」に関するゲスターポ事件ファイル进行分析したジェラテリーの研究では、立件する際の情報の60%近くが、住民からの密告によっていた。しかし、密告者の動機の多くは、社会的紛争の解決という利己的な目的であって、「人種汚辱」犯罪の告発ではなかった(『ヒトラーを支持したドイツ国民』(2008))。

結局政権の側は、「ユダヤ人ジュス」(1940)や、ニュルンベルクでの悪名高き見せしめ「人種汚辱」裁判でユダヤ人男性を死刑に処した前述のカッツェンベルガー事件(1941)のように、「性犯罪者」＝「反社会的分子」像としてのユダヤ人像に頼って、「人種汚辱」行為に対処せざるを得なかったのである。このように、ユダヤ人との「混血」イメージは、必ずしもそれ自体が罪悪だとしては、住民の間に共有されるまでに至らなかった、と評価しうるのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

1. 長田浩彰, 「人種汚辱罪」—第三帝国下のドイツ人とユダヤ人のカップルの悲劇的事例, 西洋史学報, 37, 査読有, 2010, pp. 173-193
2. 長田浩彰, ナチ体制下のある「ユダヤ人キリスト教徒」の手記(1937-1940)—ゴルトマン・ノートに見る人種観と愛国心, ユダヤ・イスラエル研究, 23, 査読有, 2009, pp. 46-54

[学会発表] (計1件)

長田浩彰, 映画鑑賞「ユダヤ人ジュス」と解題, 第18回西日本ドイツ現代史学会 2008年3月15日, 鳴門教育大学

[図書] (計2件)

1. 長田浩彰, 広島大学出版会, われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティから見たドイツ現代史 1893-1951, 2011, 総512頁
2. 手島勲矢・市川裕・臼杵陽・池田裕・佐藤研・高木久夫・羽田功・後藤正英・高尾千津子・長田浩彰・菅野賢治・赤尾光春・大塚和夫, 岩波書店, ユダヤ人と国民国家—「政教分離」を再考する, 2008年, pp. 237-258

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

長田 浩彰 (NAGATA HIROAKI)

広島大学・大学院総合科学研究科・教授

研究者番号: 40228028

(2) 研究分担者  
なし ( )

研究者番号:

(3) 連携研究者  
なし ( )

研究者番号: